

入院期間が180日を超える入院に関する事項

入院医療の必要性は低いが、事情により長期にわたり入院している患者への対応を図る観点から、180日を超える入院については、患者の自己の選択によるものとして、その費用を患者から徴収することができるものであり、180日以降の入院料及びその療養に伴う世話、その他の看護に係る料金として、1日あたり2,723円を徴収いたします。